

利用者保護を図るための措置に関する情報提供

- ・利用者資金の保全方法

- ①資金決済法第 14 条第 1 項の規定の趣旨等

- 前払式支払手段の保有者保護のため、資金決済に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資金保全することが義務づけられています。

- 当社は、この義務に基づき、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の前払式支払手段の残高が 1,000 万円を超えるときは、当該基準日未使用残高の 2 分の 1 の額以上の額に相当する額の資金を法務局に供託しております。なお、必ずしもお客様からお預かりした資金全額の保全が図られているものではありません。

- ②資金決済法第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

- 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

- ・不正利用に関する利用者保護の方針

- everylive 利用規約第 14 条をご覧ください。

- ・不正利用に関する相談窓口

- <https://everylive.jp/livercontact/>

- ・不正取引の公表基準

- 当社は、不正取引が発生した場合、又はそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生の回避をするために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。

第 1 版 2022 年 2 月 1 日制定

第 2 版 2023 年 1 月 20 日改訂

第 3 版 2025 年 3 月 5 日改訂